



©大船渡

大船渡市結婚相談・支援センター マッチングご利用のルール

1. マッチングとは

大船渡市結婚相談・支援センター（以下「センター」という。）が、結婚を希望する独身男女を対象として、会員制による1対1での出逢いをサポートするものです。

2. 入会できる方

(1) 下記に該当し、“しあわせな家族づくり”のために、結婚を誠実に希望し、自ら努力される20歳以上の独身の方で、センターからの身元の確認や連絡に電話およびメールで対応できる方であれば、どなたでも入会できます。

- ①大船渡市内にお住まいかお勤めの方
- ②大船渡市内への移住に関心がある方
- ③親御さんが大船渡市内にお住まいの方
- ④県外にお住まいかお勤めの方
- ⑤「大船渡市結婚相談・支援センターご利用のルール」及び「大船渡市結婚相談・支援センターマッチングご利用のルール」を厳守し、禁止事項に該当しない方

(2) その他

- ①大船渡市内にお住まいの方に限らず、県外にお住まいの方もご入会できます。
- ②ご本人による登録が困難な場合は、民法において定義された三親等以内の血族に限り、本人自筆署名の委任状及び入会申込書を必要書類と併せて持参していただくことで代理登録が可能です。

3. マッチング会員区分と利用区分について

利用区分／会員区分	本会員	プチ会員	備考
(1) 会員情報検索・閲覧	可能	可能※	※旧マッチングシステムでは検索できません。
(2) マッチング申込	可能	不可	

4. 会員期間

マッチング会員の会員期間は下記の通りです。



©大船渡

	本会員	プチ会員	
(1) 会員期間	入会が認められた日から2年間	入会が認められた日から退会まで	

※登録期間が終了した場合は自動的に退会となります。会員期限が過ぎた場合は、改めて、入会手続きを行っていただきます。なお、会員期限までに更新を希望する方は、登録料をセンターにお支払いすることで、会員期間（2年間）を延長することができます。また、下記の禁止事項に該当する事実が発覚した場合は、登録を抹消するとともに、センターの全事業の登録を抹消します。

※本交際中は、休会扱いとし、その休会期間は会員期間を延長します。

※任意休会することは出来ませんが、その場合は会員期間の延長はありません。

5. 入会金・登録料・その他の費用について

費用／会員区分	本会員	プチ会員	備考
(1) 入会金	5,000円	なし	
(2) 登録料	10,000円	なし	
(3) マッチング立ち合い料	なし	1回3,000円 (ファーストマッチング)	
(4) 成婚料	なし	なし	

※入会金及び登録料は、入会手続き及び会員登録に係わる費用ですので、登録後、一度も閲覧やマッチングを利用しなくても、退会時の返金はありません。

6. 会員登録に必要なもの

ご入会の際は、下記の会員登録に必要なものをご準備ください。

(1) 本人確認書類（原則として下記の何れか1つ。有効期限内の原本を確認し控えを取らせていただきます。）

- ①自動車運転免許証
- ②パスポート（旅券）
- ③マイナンバーカード

(2) 独身、結婚歴、家族構成を確認できる書類

①戸籍謄本全部事項証明書（発行日から3か月以内の原本をご提出いただきます。）

(3) 勤務先を確認できる書類（原本を確認し控えを取らせていただきます。）

①健康保険被保険者証

(4) 写真（プロフィール登録用）

※本人のみが写っている3か月以内に撮影した上半身L判程度の大きさのもの1枚



©大船渡

※ご希望により、センターで職員が写真を無料で撮影します。

※マッチングシステムへは、写真から似顔絵を製作し掲載します。

※任意で全身写真を追加可能。

(5) 入会申込書

(6) 誓約書

(7) 入会金・登録料

(8) 入会時アンケート

(9) その他の任意提出書類

①所得証明書（前年の収入が分かるもの）

②課税証明書（前年の収入が分かるもの）

③源泉徴収票（勤務先発行のもので前年の給与が分かるもの）

④確定申告書の控え（直近のもので税務署の受付印のあるもの）

⑤卒業証明書

⑥各資格合格証

⑦プロフィールアンケート

(10) 代理人手続する場合の追加提出書類

①代理人の本人確認書類（自動車運転免許証・パスポート（旅券）・マイナンバーカードの何れか1つ。有効期限内の原本を確認し控えを取らせていただきます。）

②委任状（所定様式に入会希望者本人自筆署名のあるもの）

7. 入会手続き

入会にあたっては、「会員登録に必要なもの」をそろえてから、ご本人が入会手続きをしてください。なお、ご本人による登録が困難な場合は、民法において定義された三親等以内の血族に限り、入会希望者本人自筆署名の委任状及び入会申込書を必要書類と併せて当センターに持参していただくことで代理登録が可能です。ただし、入会手続き以外のこと（プロフィール閲覧やマッチング申込等）を代理人が行うことはできません。

※ホームページ上から入会手続きをする場合は、「会員登録に必要なもの」の各書面の写真を添付するとともに、センター訪問時に原本をすべてご持参ください。

8. マッチングの運用ルールについて

	本会員	プチ会員	備考
(1) 会員情報閲覧	いつでも		センターが利用制限する日を除く
(2) マッチング申込	月内で当センター	---	



©大船渡

期間	が定める期間内		
(3) マッチング申込 人数	3人まで/月内	---	
(4) マッチング申込 有効期間	センターから申込連絡後1週間以内		期限が過ぎた場合は、自動的に無効
(5) マッチング確認・ 返答期間	センターから申込連絡後1週間以内		期限が過ぎた場合は、自動的に無効
(6) マッチング日程 調整期限	原則として申込の翌月末まで		

※マッチング申込の確認と返答をセンターに複数回連絡しない場合は、登録抹消となる場合がありますので、必ず1週間以内にセンターまで連絡してください。

9. 会員情報内容（公開・非公開項目）について

- (1) 入会申込書にてご確認ください。
- (2) 各アンケートにてご確認ください。

※センターは、公開・非公開項目および内容を追加・変更することがあります。

10. 登録内容の変更について

会員は、登録した内容に変更が生じた場合、センターに来所、電話、メールにて速やかに連絡し、変更手続きを行ってください。ご自身が利用していなくても、他の利用者は登録した情報をもとにお相手を探しているためです。登録内容と実態に相違があることで、お引合せ時やその後の交際等に支障が生じる可能性がありますので、速やかに変更手続きを行ってください。

11. ご入会からマッチング（お見合い）決定までの流れについて

- (1) ご入会手続き
- (2) ログインIDとパスワード発行
- (3) マッチング会員検索（閲覧）
- (4) マッチング申込
- (5) マッチング申込のご連絡
- (6) マッチング確認と諾否連絡

センターから連絡後1週間以内に諾否をセンターまで必ずご連絡ください。

- (7) マッチング日程調整



©大船渡

(8) マッチング当日

1 2. マッチング当日から成婚までの流れについて

(1) マッチング当日からの流れ

流れ	時間	内容
①男性来所	指定時間に来所ください ※遅刻、あまり早すぎても困ります。	マッチング説明 ※プチ会員は費用支払い
②女性来所	指定時間に来所ください	マッチング説明 ※プチ会員は費用支払い
③お引き合わせ	ファーストマッチングは 30分	ニックネームでご紹介し、中座させていただきます
④ご挨拶&自己紹介		(第一印象は、挨拶と感謝と笑顔から)
⑤フリートーク		最近の天気、気になっていること、好きなこと、仕事(業種や従事職種)や学生時代に夢中になったこと、将来の家庭イメージなど、お話しください。
⑥マッチング終了		感謝と挨拶を忘れずに
⑦女性お帰り		先に女性からお帰り頂きます。
⑧男性お帰り	15分後	センター内でお待ちいただき15分後にお帰りいただきます。
⑨マッチング結果連絡	当日を含み3日以内	3日以内(当日を含む)に必ずご連絡ください。
⑩セカンドマッチング日程調整		お互いにまたお会いしたい場合は、日程調整のご連絡
⑫セカンドマッチング	セカンドマッチングは1時間程度	センターの外で再会し1時間程度お話(場所※は、センターが調整し決定します。) ※カフェ・喫茶店やホテル内レ



©大船渡

		ストランなど
⑬セカンドマッチング結果連絡	当日を含み2日以内	セカンドマッチングから2日以内に必ずご連絡ください。お互いにまたお会いしたいときは、仮交際へ進みます。
⑭仮交際	2ヶ月間（延長可）	連絡先交換をセンターが中継してお知らせします。 ※できるだけお会いする時間を設けましょう。
⑮本交際	6ヶ月間（延長可）	恋人同士として結婚に向けたお付き合い。
⑯結婚（入籍）		ご結婚が決まったらセンターにお知らせください。

（2）マッチング（お見合い）のルール

- ①ファースト・セカンドマッチングは、ニックネームでのお引き合わせとなります。
- ②個人情報（氏名、住所、連絡先等）の質問や交換、写真撮影、録音等は禁止です。
- ③マッチング当日のこと（どんな人でどんな会話等）を含め、第三者に話さないこと。

1.3. 交際区分と連絡先の交換方法について

（1）交際区分

	期間	関係状況	会員状況	マッチングシステム	婚活イベント等
①仮交際	2ヶ月間（1カ月単位で延長可）	友達以上恋人未満 ※お相手の方と本交際に進むか話し合ってください。	通常	利用可能 掲載	参加可能
②本交際	6ヶ月間（1カ月単位で延長可）	結婚を意識した恋人同士 ※結婚に向けて様々な価値観や未来のイメージを確認し合ってください。	休会 扱い	利用不可 非掲載	参加不可

（2）連絡先交換方法

連絡先の交換は、セカンドマッチング後に相互に仮交際を希望する場合に、当センターが連絡先の交換を中継します。



©大船渡

14. 休会・退会手続き

(1) 休会の場合

会員の事由により休会されたい場合は、センターまでご連絡ください。休会中はご自身のプロフィール情報は公開されません。なお、休会した場合も、登録期間は延長されませんのでご了承ください。

※再開する場合は、センターまでご連絡ください。

(2) 退会の場合

センターまでご連絡ください。その際、退会の理由をお知らせください。なお、下記「禁止事項」に該当する場合、本人の了承を得ることなく登録を抹消させていただく場合があります。また、入会時に提出された書類等はお返しいたしません。

15. 個人情報の取扱い

センターでは「大船渡市結婚相談・支援センター個人情報保護方針」を定め、法令及びこのポリシーに従って個人情報を適正に利用し、提供及び管理いたします。

16. 禁止事項

(1) 次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の迷惑のかかる行為は禁止します。

- ①偽りその他不正な手段で登録をし、又は登録しようとする事
- ②結婚している、又は交際中の異性が存在しているにもかかわらず、登録をする、又は登録しようとする事
- ③暴力団員等（大船渡市暴力団排除条例（平成27年大船渡市条例第23号）第2条に定める暴力団員等をいう。）である者が登録すること
- ④センターのシステムを悪用すること、又は悪用しようとする事
- ⑤ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他ご自身の結婚相手を探す目的以外で登録すること
- ⑥プロフィール等に虚偽の記載をすることや、内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま閲覧等を行うこと
- ⑦センターの利用で知り合ったお相手の方に対し、待ち伏せし、見張りをし、面会、交際その他の義務のないことを行うことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動をしたり、その他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと



©大船渡

※例) 断られた相手に対し何度も申し込みをし、相手に不安感・嫌悪感を与える行為

⑧センターの利用で知り得た秘密及び個人情報について、会員資格を喪失した後に、当該情報を利用することや、会員であった時に知り得た他の会員に関する情報(個人情報に限らずプロフィール等一切の情報)を第三者へ漏洩し、又は公開すること、そして、センターの許可なく当該情報を複製・複写(資料や画面上の顔写真を撮影したり、住所等の文書データのメモを取ったり、デジタルデータに変換することを含むがこれに限らない)をすること

※当該情報が、何らかの原因により第三者に漏れ、あるいはその可能性が生じた場合には、直ちにその旨をセンターに伝えてください。

⑨マッチング決定後、正当な理由もなくキャンセルすることや、無断欠席すること

⑩センター又は関係先の信用、品位を傷つけること

⑪センターの業務に関し、他の登録者、センターの職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫すること

⑫センターの業務に関し不当な要求を執拗に行い、センターの業務に支障を生じさせること

⑬会員からのクレームにより、センターからの改善指導に従わないこと

⑭登録時に署名していただいた誓約書の記載内容に違反すること

【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

1. 現在、結婚していません。また、交際中の異性はおらず、トラブルもありません。
 2. ナンパ、援助、結婚詐欺を目的とした利用ではありません。
 3. 営業、布教、選挙目的や、その他の勧誘目的での利用ではありません。
 4. ストーカー行為または、それと感じられる行為は行いません。
 5. センターの運営の妨害や著しく不快な行動、虚偽の行動はいたしません。
 6. 入会申込の会員情報及び入会後の会員情報変更虚偽の記載はいたしません。
 7. 会員登録情報等に変更が生じた場合は、遅滞なくセンターへ報告するとともに登録を変更します。また、利用の都度、各項目を再確認し、厳守します。
 8. センターの利用において知り得た情報や秘密、個人情報等を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等いたしません。
 9. 暴力団員等(大船渡市暴力団排除条例第31号第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。)ではありません。
 10. 大船渡市結婚相談・支援センターマッチングご利用のルールを厳守します。
 11. センター又はサポーターの信用、品位を傷つけたり、センターに対して不当な要求を執拗に行い、センターの業務に支障を生じさせるような行為は行いません。
- (2) センターの関係先又は他の利用者から前項(1)各号に定める禁止行為の情報提供があった場合には、センターは必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、



©大船渡

該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。

- (3) 前項(1)各号に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、センターは法律に基づき厳正に対処します。

17. 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は会員の登録を抹消し、センターの実施する全ての事業への参加をお断りいたします。

- ①暴力団員等（大船渡市暴力団排除条例（平成23年大船渡市条例第31号）第2条に規定する暴力団員等をいう。）である場合
- ②上記「禁止事項」の(1)各号に定める禁止行為を行い、指導をしても改善されなかった場合
- ③センターの実施する婚活支援の企画や運営に同意いただけない場合
- ④センターが重要とするセンターからの連絡に対し、一切応じない場合

18. その他注意事項

- (1) マッチングは出会いの場を提供するものであり、カップリングを必ずお約束するものではありません。
- (2) マッチングで出会ったお相手の方とお引合せ後、交際するかどうか、また、どのように交際するかについては、ご自身の責任と判断で行ってください。
- (3) 万が一、お相手の方等との間でトラブル等が発生した場合も、原則、当事者間で解決してください。交際成立後のご自身とお相手との交際に関して、センター等は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。
- (4) この『大船渡市結婚相談・支援センターマッチングご利用のルール』に違反する事例があった場合には、お手数ですが、センターまでご連絡をお願いします。

19. 成婚報告と記念品の贈呈について>

- (1) 成婚とは
センターのマッチングを利用した会員が結婚（入籍）すること。
※マッチング会員は、入籍を確認した後での退会手続きとなります。
- (2) 成婚退会手続きについて
成婚が決まった会員は、センターまでご連絡のうえご来所して退会手続きをしてください。
- (3) 記念品贈呈



©大船渡

センターは、マッチング会員同士が成婚退会手続きする際に、記念品を贈呈します。

20. マッチングご利用のルールの変更

センターは、マッチングご利用のルールに変更又は加筆が必要と判断した時、登録者に断りなくその内容を変更することができ、会員に対しその内容をメールまたはセンターのホームページ上で通知することにより効力が発生するものとします。

会員は、改訂後のマッチングご利用のルールを遵守することとし、センターとの再度の誓約書の取り交わしは省略します。

皆さまが安全に安心して素敵な出会いを得る機会となりますように、ご理解とご協力をお願いいたします。

制定 2015年12月12日

改定 2019年 3月 1日